

請　願　文　書　表

(平成31年3月12日)

受 理 番 号・受 理 年 月 日 及 び 件 名	請願第37号 (31. 3. 4) 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充等を要請する意見書提出を求める請願
請　願　の　要　旨	<p>アベノミクスによる「異次元の金融緩和」によって、大企業の内部留保は増えたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けている。「雇用の流動化」が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下というワーキングプアに陥っている。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、さらに、「貧困の連鎖」も深刻な社会問題となっている。</p> <p>平成30年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給985円、兵庫県では871円、最も低い地方は761円で、これでは憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」はできない。しかも、224円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっており、地域経済を再生させる上で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引上げが必要である。</p> <p>併せて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効である。さらに公正取引の確立の点から見ても、最低賃金を引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減や賃下げが押し付けられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切である。</p> <p>よって、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求め、以下の事項を内容とする意見書を国に提出するよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ワーキングプアを無くすため、最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。 2. 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 3. 中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
請　願　者　の　住　所 及　び　氏　名	神戸市中央区 兵庫県労働組合総連合 議長 成山太志
紹介議員の氏名	(代表) 大前 まさひろ あわはら 富夫
付　託　委　員　会	経済港湾委員会